

15のいす

—将来を予測することの難しさ—

最高裁判所判事

深山卓也



私は、裁判官に任官して40年余りになるが、その間17年ほど法務省に出向し、民法、商法等の民事関係の法律の立案事務に携わった。立案事務では、新たな法規範にどのような要件、効果を設定すれば立法目的を過不足なく実現できるかを予測する必要がある。しかし、この予測が的確に行われず、制度の濫用などの思わぬ弊害を招いてしまう場合もあり、立案事務の難しさの一つは、この点にある。

法律審である最高裁には、法令の解釈を巡り見解の対立する難事件が持ち込まれるが、最高裁判事の仕事にも、立案事務と同種の難しさがある。最高裁の法解釈は、将来の下級審の裁判を事実上拘束するとともに、国民生活や経済社会に波及的な効果を及ぼすため、個別の事件の解決のみならず社会への影響も十分に考慮して行わなければならない。そこで、法解釈に際しては、対立する複数の解釈のそれぞれについて、その解釈を採った場合に導かれる個別の事件の結論のみならず将来の社会の事実状態にもたらす変化をも予測した上で、これらを比較衡量し、



さらに、それぞれの解釈の法論理としての合理性・説得性なども総合考慮して、最善の解釈を選択することになる。しかし、ある解釈を選択した場合の社会の変化を予測するといっても、その前提となる現在の国民の意識や社会の状況を把握すること自体が容易でない上、将来を予測する人間の想像力には限界

があるので、この作業は困難なものとならざるを得ない。また、この予測ができたとしても、事実状態がどのように変化することをもって望ましい社会の変化と評価するのかについても明確な基準があるわけではない。こうした法解釈における予測的な価値判断は、法令から論理的に演繹されるものではないため、事件の評議においても、各裁判官の個性や法律家として蓄えた知識・経験の相違を反映して、意見の分かれることが少なくない。

私自身は、担当する個々の事件において、最善の解釈を選択し、それが多数意見となるように努めてきたつもりであるが、その選択の当否は、最終的には、将来の社会がどのように変化するかを見届けなければ判明しないのであろう。

(みやま・たくや)